	四　前三号に掲げる物をその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物	
	(略)	(略)
	一　(略) 二　赤血球数等の赤血球系の血液検査 三・四　(略)	(四)
	(略)	(略)
	一　作業条件の調査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。） 二～四　(略)	(五)
	(略)	(略)
	一　作業条件の調査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。） 二　医師が必要と認める場合は、特殊なエックス線撮影による検査、喀痰の細胞診、気管支鏡検査、頭部のエックス線撮影等による検査、血液検査（血液像を含む。）、リンパ節の病理組織学的検査又は皮膚の病理組織学的検査	(六)
	(略)	(略)
	一　(略) 二　末梢神経に関する神経学的検査	(七)
	(略)	(略)
	(略)	(八)
	(略)	(略)
	一　作業条件の調査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。） 二　(略)	(九)
	(略)	(略)
	一　作業条件の調査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。） 二　(略)	(十)
	(略)	(略)
	一～四　(略) 五　知覚異常、ロンベルグ症候、拮抗運動反復不能症候等の神経学的検査 六　神経学的異常所見のある場合で、医師が必要と認めるときは、筋電図検査又は脳波検査	(十一)
	(略)	(略)
	一　作業条件の調査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。） 二・三　(略)	(十二)

	(略)	(略)
	一　(略) 二　全血比重、赤血球数等の赤血球系の血液検査 三・四　(略)	(四)
	(略)	(略)
	一　作業条件の調査 二～四　(略)	(五)
	(略)	(略)
	一　作業条件の調査 二　医師が必要と認める場合は、特殊なエックス線撮影による検査、喀痰の細胞診、気管支鏡検査、頭部のエックス線撮影等による検査、血液検査（血液像を含む。）、リンパ腺の病理組織学的検査又は皮膚の病理組織学的検査	(六)
	(略)	(略)
	一　(略) 二　末梢神経に関する神経医学的検査	(七)
	(略)	(略)
	(略)	(八)
	(略)	(略)
	一　作業条件の調査 二　(略)	(九)
	(略)	(略)
	一　作業条件の調査 二　(略)	(十)
	(略)	(略)
	一～四　(略) 五　知覚異常、ロンベルグ症候、拮抗運動反復不能症候等の神経医学的検査 六　神経医学的異常所見のある場合で、医師が必要と認めるときは、筋電図検査又は脳波検査	(十一)
	(略)	(略)
	一　作業条件の調査 二・三　(略)	(十二)